

(特許法施行規則の一部改正)
 第十一条 特許法施行規則(昭和三十三年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。
 様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第三中「日本工業規格A列」を「日本産業規格A列」と、「日本工業規格X0208号(平成9年)」を「日本産業規格X0208号(平成24年)」と、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第二十六及び様式第二十九から様式第三十一までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (実用新案法施行規則の一部改正)

第十二条 実用新案法施行規則(昭和三十三年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。
 様式第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第三中「日本工業規格A列」を「日本産業規格A列」と、「日本工業規格X0208号(平成9年)」を「日本産業規格X0208号(平成24年)」と、「日本工業規格X0208号」を「日本産業規格X0208号」に改める。
 様式第三の二から様式第五までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (割賦販売法施行規則の一部改正)

第十三条 割賦販売法施行規則(昭和三十六年通商産業省令第九十五号)の一部を次のように改正する。
 本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第一から様式第三十二までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (中小企業投資育成株式会社社業務処理規則の一部改正)
 第十四条 中小企業投資育成株式会社社業務処理規則(昭和三十八年通商産業省令第四百十三号)の一部を次のように改正する。
 第六条の二中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (日本電気計器検定所法施行規則の一部改正)

第十五条 日本電気計器検定所法施行規則(昭和四十年通商産業省令第三号)の一部を次のように改正する。
 第二十六条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 第二十七条及び第二十八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (発電水力流量測定規則の一部改正)
 第十六条 発電水力流量測定規則(昭和四十年通商産業省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
 第十六条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 第十七条第一号中「日本工業規格X六二二二号」を「日本産業規格X六二二二二号」に、「日本工業規格X六二二五号(平成二年)」を「日本産業規格X六二二五号(平成七年)」に改め、同条第二号中「日本工業規格X〇六〇五号(平成二年)」を「日本産業規格X〇六〇五号(平成七年)」に改める。
 第十八条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第四及び様式第五中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (容器保安規則の一部改正)

第十七条 容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)の一部を次のように改正する。
 第六条第二号及び第十六条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第一から様式第三十四までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正)
 第十八条 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和四十三年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四カートリッジガスこんろの項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、半密閉式瞬間湯沸器の項、半密閉式バーナー付ふろがまの項、ふるバーナーの項及び半密閉式ストーブの項中「日本工業規格C1509-1(2005)」を「日本産業規格C1509-1(2017)」に改める。
 様式第一から様式第十六までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (ガス事業法施行規則の一部改正)
 第十九条 ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。
 第二十二条第一項第一号及び第九十条第一項第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第一から様式第三まで、様式第五、様式第七から様式第九まで、様式第十五、様式第十六、様式第十八から様式第五十六まで及び様式第五十八から様式第一百までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第二十条 ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十六年通商産業省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
 別表第四中「日本工業規格C1509-1(2005)」を「日本産業規格C1509-1(2017)」に改める。
 様式第一から様式第十六までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (熱供給事業法施行規則の一部改正)

第二十一条 熱供給事業法施行規則(昭和四十七年通商産業省令第四百十三号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第一から様式第五まで、様式第七及び様式第九から様式第二十二までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (石油需給適正化法施行規則の一部改正)
 第二十二条 石油需給適正化法施行規則(昭和四十九年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第八条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 第九条及び第十号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第一から様式第十一までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第二十三条 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十九年通商産業省令第十八号)の一部を次のように改正する。
 様式第一から様式第十七までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 別表第一、二、乗車用ヘルメットの項及び5. 携帯用レーザー応用装置の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同表7. 石油給湯機の項中「日本工業規格S3031(2002)」を「日本産業規格S3031(2009)」に改め、同表9. 石油ストーブの項中「日本工業規格S2031(2007)」を「日本産業規格S2031(2009)」に改める。
 (経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部改正)

第二十四条 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則(昭和四十九年通商産業省令第四十号)の一部を次のように改正する。
 第二十二條中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 様式第一から様式第十五まで及び様式第十八から様式第二十一までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
 (石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
 第二十五条 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年通商産業省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
 第四十八條第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。